



さいたま市立岩槻児童センターにおいて 「ヤングケアラーの支援と啓発事業」を実施

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団は、埼玉県ケアラー支援条例「ケアラー支援宣言」団体として、ケアラー・ヤングケアラーの支援を行ってまいります。

宣言：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/carer-sengen.html>

ヤングケアラーとは、障害や病気を抱えている家族のケアをするために、家事や家族の世話などのサポートを日常的に行っている18歳未満の子どもたちのことをいいます。国が行った全国実態調査では、中学生の約17人に1人、高校生の24人に1人がヤングケアラーであるという結果が出ています。

さいたま市も2021年に調査を行い、市内の中学生の4.5%、高校生の0.69%が「世話をしている家族がいる」と回答しています。

このような中で、ヤングケアラーには4つの問題点を抱えながら生活をしている状況が浮かび上がり、行政の支援が十分に進んでいないことも課題になっていることから、さいたま市ではケアラー・ヤングケアラーを支援する「さいたま市ケアラー支援条例（仮称）」の制定を予定しています。

これを機にケアラーを地域で支え、理解をすすめていくことを目的に、さいたま市の指定管理者として運営している岩槻児童センターをスタートに、地域福祉の視点からヤングケアラーの支援・啓発事業を行い、他の児童センターに広めていきます。

《事業概要》

(1) 啓発事業 「知ろう！ 支えよう！ ヤングケアラーのみんなを」

令和4年3月26日（土）14:00～

- ① 講演・解説 ・ヤングケアラーとは？
・ヤングケアラーの現状と問題点

- ② ヤングケアラー短編映画「陽菜のせかい」上映

会場：さいたま市立岩槻児童センター 図書室

さいたま市岩槻区本町 1-11-11

対象：地域の方や中・高校生
10名程度

【4つの問題点】

- ① 学業に影響する
- ② 交友関係が築けない
- ③ 体力、健康が損なわれる
- ④ 進路に影響する

(2) 支援事業

- ① SOSカードの配布・活用
- ② 関係機関との連携と児童センターでの支援
- ③ ヤングケアラー相談室の開設（毎週金曜日 17:30～18:00）

随時、児童センターが支援をしていきます。

お問い合わせ：TEL 048-757-4545 岩槻児童センター 小久保

<問い合わせ先>

さいたま市社会福祉事業団 児童課 担当 若松

TEL：048-788-2601

mail：jidou-ka@saicity-j.or.jp

<https://saicity-j.securesite.jp/>